

南相馬市 相馬郡飯舘村	田村市 田村郡	二本松市	相馬市 相馬郡新地町	喜多方市 耶麻郡	須賀川市 岩瀬郡	白河市 西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	福島市
南相馬市小高区神山字長畑二五番地	田村市船引町北移字池ノ入二〇二番地	二本松市下川崎字上戸ノ内七〇番地	相馬市黒木字高池一五六番地	喜多方市字寺南二六二七番地一	須賀川市長沼字豊町二四番地	白河市関辺中道上二六番地	いわき市平下平窪三丁目一番地の二	郡山市大槻町字西ノ宮西八二番地の二一六	会津若松市新横町四番三三三号	福島市瀬上町字腰巻一八番地の一〇
大友 章生	本田 庫一	朝倉 久勝	田中 孝治	鈴木 敏正	室井 宏	菊地 友義	飯間 香保	小林 千恵	刈田 正一	黒澤 勝利
南相馬市鹿島区小山田字柿ノ内三三〇番地	田村市船引町成田字草深内一二一番地	二本松市上川崎字上種田一七五番地	相馬市石上字西ノ内一二番地	喜多方市熱塩加納町宮川字寺ノ西一五三五番地	須賀川市上小山田字百目木五〇番地	白河市鍛冶町六一番地	いわき市平下神谷字東大苗代一一六番地	郡山市小原田一丁目一七番二六号	会津若松市一箕町松長五丁目七番地の三一	福島市笹谷字前釜八番地の二
濱名 邦弘	大内 康栄	安齋 盛次	川崎 陽一	原 隆雄	熊谷 幸司	鈴木 敏幸	坂本 新一	加納 清史	土沼 英幸	本田 和主

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所	選挙長の事務を取り扱う場所
伊達市	伊達市保原町上保原字内山四五番地	永井 俊博
伊達郡	伊達市中山八番地一	柳沼 仁克
本宮市	本宮市稲沢字下喜多八六番地	菊地 惠和
本宮郡	本宮市白岩字松ヶ作二二三〇番地	移川 善弘
安達郡	南会津郡南会津町田島字大坪二〇番地一	南会津郡南会津町田島字大坪二〇番地一
南会津郡	南会津郡南会津町田島字大坪管理職公舎二一四号	南会津郡南会津町田島字大坪管理職公舎二一四号
河沼郡	会津若松市城西町一番七六号管理職公舎三〇四号	鏡 敬文
河沼郡	会津若松市城西町一番七六号管理職公舎四〇一	五十崎 誠
大沼郡	同	同
東白川郡	白河市会津町三三三番地七〇番地三〇	小檜山 均
東白川郡	白河市郭内一二〇番地七レオパレスホワイトサン一〇号室	白河市郭内一二〇番地七レオパレスホワイトサン一〇号室
石川郡	郡山市神明町三番六号県公舎B棟一五号	鈴木 忠夫
石川郡	福島市南向台二丁目二二番地の一五	福島市南向台二丁目二二番地の一五
双葉郡	南相馬市原町区小川町二〇五番地の二	御代 典文
双葉郡	南相馬市原町区小川町二〇五番地の一	南相馬市原町区小川町二〇五番地の一
双葉郡	同	中高 克郎

福島県選挙管理委員会告示第九十五号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

選挙長の事務を取り扱う場所

河沼郡	南会津郡	本宮市	伊達市	伊達市	南相馬市 相馬郡飯舘村	田村市	田村市	二本松市	相馬市 相馬郡新地町	喜多方市 耶麻郡	須賀川市 岩瀬郡	白河市 西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	福島市
会津若松市追手町七番五号	南会津郡南会津町田島字根小屋甲 四二七七番地一	本宮市本宮字万世二二二番地	伊達市保原町字舟橋一八〇番地	伊達市原町区本町二丁目二七番地	南相馬市原町区本町二丁目二七番地	田村市船引町船引字畑添七六番地二	田村市船引町船引字畑添七六番地	二本松市金色四〇三番地一	相馬市中村字大手先一三番地	喜多方市字御清水東七二四四番地二	須賀川市柱田字中地前二二番地	白河市八幡小路七番地一	いわき市平字堂根町四番地の八	郡山市朝日一丁目二三番七号	会津若松市栄町五番一七号	福島市五老内町三番一号
福島県会津地方振興局	福島県南会津地方振興局	本宮市選挙管理委員会	伊達市選挙管理委員会	南相馬市選挙管理委員会	田村市選挙管理委員会	二本松市選挙管理委員会	相馬市選挙管理委員会	喜多方市選挙管理委員会	須賀川市選挙管理委員会	白河市選挙管理委員会	いわき市選挙管理委員会	郡山市選挙管理委員会	会津若松市選挙管理委員会	福島市選挙管理委員会		

二本松市	相馬市 相馬郡新地町	喜多方市 耶麻郡	須賀川市 岩瀬郡	白河市 西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	福島市	選挙区	立候補の届出を受理する場所	立候補の届出を受理する場所
二本松市金色四〇三番地一	相馬市中村字大手先一三番地	喜多方市字御清水東七二四四番地二	須賀川市柱田字中地前二二番地	白河市八幡小路七番地一	いわき市平字梅本一五番地	郡山市朝日一丁目二三番七号	会津若松市栄町三番五〇号	福島市鎌田字卸町一〇番地の一	福島市	福島市昭和町二六九番地	同
二本松市役所正庁	相馬市役所正庁	喜多方市役所三階第一会議室	岩瀬農村環境改善センター多目的ホール	白河市役所正庁	福島県いわき合同庁舎四階大会議室	郡山市役所西庁舎五階会議室五一一一及び会議室五一一二	会津若松市生涯学習総合センター三階研修室五	ウィル福島コンベンションホールB	選挙区	白河市相双地方振興局	同

田村市	田村市船引町船引字畑添七六番地	田村市役所一〇七多目的ホール
南相馬市	南相馬市原町区本町二丁目二七番地	南相馬市役所正庁
伊達市	伊達市保原町字舟橋一八〇番地	伊達市役所一階大会議室
本宮市	本宮市本宮字万世二二二番地	本宮市役所三階大会議室
南会津郡	南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	福島県南会津合同庁舎二階会議室
河沼郡	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
大沼郡	同	同
東白川郡	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室
石川郡	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎仮設大会議室

福島県選挙管理委員会告示第九十六号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出
3 報酬の支給を受けることができる者の届出
二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所
福島市	福島市五老内町三番一号 福島市選挙管理委員会
会津若松市	会津若松市栄町五番一七号 会津若松市選挙管理委員会
郡山市	郡山市朝日一丁目二三番七号 郡山市選挙管理委員会
いわき市	いわき市平字堂根町四番地の八 いわき市選挙管理委員会
白河市	白河市八幡小路七番地一 白河市選挙管理委員会
須賀川市	須賀川市柱田字中地前二三番地 須賀川市選挙管理委員会
岩瀬郡	須賀川市柱田字中地前二三番地 須賀川市選挙管理委員会
喜多方市	喜多方市字御清水東七二四四番地二 喜多方市選挙管理委員会
耶麻郡	喜多方市字御清水東七二四四番地二 喜多方市選挙管理委員会
相馬市	相馬市中村字大手先一三番地 相馬市選挙管理委員会
相馬郡新地町	相馬市中村字大手先一三番地 相馬市選挙管理委員会
二本松市	二本松市金色四〇三番地一 二本松市選挙管理委員会
田村市	田村市船引町船引字畑添七六番地二 田村市選挙管理委員会
南相馬市	南相馬市原町区本町二丁目二七番地 南相馬市選挙管理委員会
相馬郡飯館村	南相馬市原町区本町二丁目二七番地 南相馬市選挙管理委員会
伊達市	伊達市保原町字舟橋一八〇番地 伊達市選挙管理委員会
本宮市	本宮市本宮字万世二二二番地 本宮市選挙管理委員会

南会津郡	南会津郡南会津町田島字根小屋甲 四二七七番地一	福島県南会津地方振興局
河沼郡	会津若松市追手町七番五号	福島県会津地方振興局
大沼郡	同	同
東白川郡	白河市昭和町二六九番地	福島県南地方振興局
石川郡	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県中地方振興局
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県相双地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第九十七号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき、各選挙区における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
福島市	福島市仁井田字西下川原四一番地の一 福島市国体記念体育館	平成二十七年十一月二五日 午後九時三〇分
会津若松市	会津若松市城東町一四番五一号 鶴ヶ城体育館	平成二十七年十一月二五日 午後八時
郡山市	郡山市豊田町三番一〇号 郡山総合体育館	平成二十七年十一月二五日 午後九時三〇分
いわき市	いわき市平下荒川字南作一〇〇番地 いわき市立総合体育館	平成二十七年十一月二五日 午後八時
白河市	白河市八幡小路七番地 白河市役所地下第一会議室	平成二十七年十一月二七日 午前一〇時

須賀川市	須賀川市柱田字中地前 二二番地	岩瀬農村環境改善センター多目的ホール	同
喜多方市	喜多方市字御清水東七二四四番地二	喜多方市役所三階第一会議室	同
相馬郡新地町	相馬市中村字大手先一三番地	相馬市役所第三委員会室	同
二本松市	二本松市榎戸一丁目九二番地	二本松文化センター(青年の家体育室)	平成二十七年二月二五日 午後八時
田村市	田村市船引町船引字畑添七六番地二	田村市役所二〇三会議室	平成二十七年二月二七日 午前一〇時
南相馬市	南相馬市原町区本町二丁目二七番地	南相馬市役所正庁	同
伊達市	伊達市保原町字舟橋一八〇番地	伊達市役所二階会議室二	同
本宮市	本宮市本宮字万世二二二番地	本宮市役所二階第三会議室	同
南会津郡	南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	福島県南会津合同庁舎二階会議室	同
河沼郡	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同
大沼郡	同	同	同
東白川郡	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室	同

双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎仮設大会議室	同
石川郡	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室	同

福島県選挙管理委員会告示第九十八号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙における次の選挙区の開票事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に合わせて行う。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島市選挙区
会津若松市選挙区
郡山市選挙区
いわき市選挙区
二本松市選挙区

福島県選挙管理委員会告示第九十九号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

選挙区	場 所	日 時
福島市	福島市中町五番二一 階 福島県消防会館三 階	平成二十七年十一月五日 午後六時
会津若松市	会津若松市追手町七番 五号 福島県会津若松合 同庁舎新館二階大 会議室	同
	福島県郡山合同庁	

郡山市	郡山市麓山一丁目一番一号	舎本庁舎三階第一会議室	同
いわき市	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき合同庁舎四階大会議室	同
白河市	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室	同
須賀川市	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室	同
喜多方市	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同
相馬市	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎仮設大会議室	同
二本松市	福島市中町五番二一 階	福島県消防会館三 階	同
田村市	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室	同
南相馬市	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎仮設大会議室	同
伊達市	福島市中町五番二一 階	福島県消防会館三 階	同
伊達郡			同
本宮市	同		同
安達郡	南会津郡南会津町田島	福島県南会津合同	

南会津郡	字根小屋甲四二七七番地一	庁舎二階会議室	同
河沼郡	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同
大沼郡	同	同	同
東白川郡	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室	同
石川郡	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室	同
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎仮設大会議室	同

福島県選挙管理委員会告示第百号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場をポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二十項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり定めた。
平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

掲示開始日 平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会告示第百一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく広野町議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。
平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第百二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく川内村議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。
平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第百三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく大熊町長選挙及び大熊町議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。
平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第百四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく浪江町長選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。
平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第百五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく葛尾村議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。
平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第百六号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙及び広野町議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。
平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 広野町議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会告示第七号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙及び川内村議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 川内村議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会告示第八号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙、大熊町長選挙及び大熊町議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 大熊町長選挙
- 三 大熊町議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会告示第九号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙及び浪江町長選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 浪江町長選挙

福島県選挙管理委員会告示第十号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙及び葛尾村議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これ

らの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 葛尾村議会議員一般選挙